石綿対策全国連絡会議第15回総会 現場報告

横須賀ベース裁判は7月8日判決基金には中皮腫の相談が増加

横須賀における取り組み

米海軍横須賀基地石綿じん肺訴訟原告・落合博文さん

横須賀じん肺被災者の会。副会 長)の落合と申します。ベース裁判 (米海軍横須賀基地石綿じん肺訴訟)の原告団でもあり、裁判を闘っ ているところです。報告したいことは たくさんありますが、時間の都合も あります。横須賀ベース裁判は、提 訴してから約2年5か月になり、原 告側の立証はほぼ完全なかたちで 終了しました。今度、12月17日に裁 判がありますが、そこで(結審とい う)はつきりした線が出るか、私は疑 問をもっていますが、まず年を開け



左から、落合博文さん、林充孝さん、長谷川初夫さん、 菅原富士夫さん、松田馨さん

て3 月頃には結審と予想しています。そして、ゴールデン・ウィーク明けか、6 月、7 月頃までには判決、そして、2002 年の秋か、遅くとも2003 年早々には解決という見通しを立てています。この間、皆様には多大なご支援とご協力をいただきましが、これから先もよろしくお願いします。

米海軍横須賀基地二次請求団・長谷川初夫さん

長谷川です。私は、第二次、第三次の直接損害賠償請求を行っている者のひとりです。請求している最中ですので、まだ裁判をやっているわけではありません。来年には裁判の方の判決もあるということで、第二陣、第三陣にどういう返事が来るか楽しみですが、これも裁判になるかどうかもわかりません。総会での話を聞いていて、どうしてアスベストを使っている会社と使っていない会社があるのか。それをどうしたら統一できるのか、ということが一番問題じゃないかと思います。今まで私たちが40年もベースで働いていましたが、知らず知らずに吸ってしまった。それが職業病で、治らない。だんだん悪くなる。それを思うと、一日も早く裁判でも認めてもらい、国の方にもそれを理解してもらいたいと願っている毎日です。

横須賀じん肺被災者の会副会長 菅原富士夫さん

横須賀じん肺被災者の会 副会長)の菅原です。被災者の会は、ベース=駐留軍に勤めた人と主友重機械に勤めた人と、亡くなった人の家族遺族で結成されている会です。私は、住友に長年勤めてていて、

アスベストという意識はないんだけれど、溶接工なので、火の粉が落ちるときは石綿(布)をかぶってやったという経験があります。いま住友関係の人たちは、上積み補償の問題(裁判後に組合と会社の間で締結された協定に基づく、退職後に労災認定された被災者の上積み補償請求)に取り組んでいます。何にしても、われわれの会は、みんなの幸せを願ってやる。助け合ってやるということでやっています。今後ともよろしくお願いします。

全国じん肺患者同盟横須賀支部支部長・松田馨さん

横須賀の米海軍基地に勤めていて、結局じん肺ということで、現在は横須賀支部の会員の一員としてがんばっています。横須賀中央診療所で月2回の診察を受けていますが、患者同盟の一員としてこれからも協力していきたいと思います。自分が言いたいことは、落合さん、長谷川さん、菅原さんが言ってくださったことと同じです。

じん肺・アスベスト被災者救済基金事務局長・林充孝さん

お手元にニュースをお配りしてありますが、じん肺・アスベスト被災者救済基金の事務局をやっている林と申します。私も出身は住友重機械で、現場の作業じゃなかったので直接粉じん作業というかたちにはなっていませんが、多くの先輩たちが被災をされて、裁判をやってということのなかで、労働組合の一員として今まで運動してきました。4人のじん肺被災者の方々から、それぞれの状況を話していただきましたが、横須賀のじん肺被災者の会というのは、会員が約100名 100名を超えたそうです。それだけ多くの方々が、(米海軍)横須賀基地と造船の住友重機械で働いていて被災をして、現在療養生活をしている。そういう状況にあるわけで、被害がひろがっているという意味では、非常に大変な地域だろうと考えています。過去5回、じん肺・アスベスト健康被害ホットラインという電話相談を受け付けるなかで、毎年、数は変動しますが30件から100件の相談が寄せられています。特徴的には、中皮腫の相談、あるいは肺がんの相談が増加しています。しかも、年齢が60歳にならない、56歳とか比較的若い被災者のケースも増えています。昨年、基金が取り組んできたことは、すべて本日お手元に配布されている「基金ニュース」に載せてありますので、ご一読ださい。ともかくアスベスト被害を減らすというところに向かった闘いを、これか

米海軍横須賀基地石綿じん肺訴訟原告・落合博文さん

らも皆さんと一緒に進めていきたいと思っています。

もう一言だけ。私、この会には3回ほど参加させていただいています。裁判の関係では、一昨年の10月19日に、バスをチャーターして東京の防衛施設庁に交渉に行き、国会で斎藤勁参議院議員も取り上げていただいたたり、支援の労働組合の皆さんの努力もあって、一定のひろがりを持ってきました。ところが(アスベストを禁止すべきということは)こんなにはっきりした問題なのに、国が動いていないというのが、何とももどかしい。知恵も絞っているいろなことをやられてきているとは思いますが、何でこれだけの問題が国会で出されないのか、討議されないのか。労働省とか厚生省とかいろいろな分野に陳情はしているけれど、これを何とか国会で取り上げてもらうよう努力していただきたいと思います。

米海軍横須賀基地石綿じん肺訴訟は、2月25日に結審。7月8日 (月)10:30、横浜地裁横須賀支部で判決が下される予定です。

3月23日 (土)14 .00 ~ 16 .00、生涯学習センター (京浜急行逸見駅またはJR 横須賀駅徒歩5 分、ウェルシティ市民プラザ5F 大学習室)で、「アスベスト疾患の臨床20年 中皮腫の症例を中心に 」と題して、横須賀共済病院内科部長・三浦溥太郎医師の講演会が開催されます。参加無料)。主催は、神奈川労災職業病センター (TEL045-573-4289)。神奈川県と横須賀市講演の がん対策市民講座」です。

会社の鑑別診断要求はねかえす原告の多数が石綿曝露

三菱長崎造船 じん肺訴訟 原告団長 法田哲郎さん

三菱長崎造船じん肺訴訟原告団の団長をしています、太田哲郎です。現在、私たちは裁判を闘っておるわけですが、会社は結局、造船じん肺については単純化をして溶接工肺、酸化鉄肺なんだと。酸化鉄肺は、ほかのトンネルとか炭鉱と比べて、非常に症状は軽い、場合によっては所見が消滅することもあるということを言い続けてきたわけです。

裁判の過程で、今度は会社が医学論争を挑んできました。今まで(労災保険で)受けてきた診断結果は信用ならないから、もう一度CT コンピュータ断層撮影 を撮って、それで判断し、場合によっては労働局に再申請をすると。まったく横車を押すというか、現行制度を目茶苦茶に破壊するようなことを言ってきたわけですが、さすがに裁判所は、CT鑑定は却下する。そのことと合わせて、職権による和解、という線を出してきました。明日、第1回目の和解期日 つまり和解のための話し合いが行われるわけですが、現在のところ、会社としては和解に応じるという感触を得ております。

それが大雑把な裁判の経過報告ですが、会社が言うように、本当に溶接工肺だけなのかと言えば、実際に健康診断結果報告書 これは各々担当の医師の方が書くわけですが それによると、患者原告77名のうち、何らかの石綿肺の有所見者が59名。何と76.6%が石綿肺の所見をもっているわけです。私も石綿肺の有所見者です。そういうなかで、まぎれもなく石綿肺である、石綿肺合併の診断をされた、あるいは石綿肺と関連する肺がんだという人が23名、29.8%いるわけです。会社の見解は、現実の分析の前にもろくも崩れ去っておるということです。

造船所内において原告が従事した作業内容は、造船所全構内、全職種にわたっており、石綿肺の汚染も職種をこえてひろがっているということなのです。電気溶接作業に従事していた者で、石綿肺の所見があるものもいます。結局、21名の石綿肺の汚染者がいるということは、それだけ全体が汚染されているということにつながるのではないかと思います。なぜ、造船産業の場合には広範囲の職場にわたって石綿肺に汚染するかというと、混在作業という宿命的な作業形態があります。狭い区画のなかに、いろいろな職種の人が入り混じって仕事をしている。下の方では、電気溶接ももちろん使うし、ガス溶断も使うし、あるいはグラインダーによる研磨作業によって粉じんが舞い立つ。しかも天井の裏には剥き出した配管パイプに防熱工事をするために、本工事者が防熱の工事をすれば、その石綿くずや粉末が下の方にはらはらと落ちてくる。それを知らず知らずのうちに吸っていた、ということの結果が、こういう数字になっているわけです。また、作業者自身も、直接石綿工事に携わらなくても、あれは非常に便利なものですから何かにつけて副次的に使用していたということも、汚染の倍加につながったのではないかと思います。

現在、三菱長崎造船のなかで、管理区分2以上の (じん肺の)方が400名いるそうです。私たちは77名の患者原告ですが、これはひとつのサンプルとしてあげられる数字ではないかと、私は理解しています。 大変簡単ですが、私たち長崎造船の汚染状況について、報告したしました。

ガラス工場におけるアスベスト被害中皮腫、肺がんの被災者

日本板硝子共闘労働組合 委員長 鈴木雅之さん

日本板硝子共闘労働組合の鈴木と申します。私どもの日本板硝子という会社は、窓ガラスや自動車の安全ガラスを 今はまた違った仕事もしていますが 主に作っています。ガラスというのは、鉄と多少似たところがあって、砂を溶かしてガラスの板を作るので、非常に高温で、その炉体を保護するためには、かつては大量の石綿を使っていたわけです。もちろん、炉体の修理などでは、炉体そのものが千数百度という熱さで、その上で仕事をしなければいけませんから、例えば石綿の靴のカバーみたいなのを履いたり輻射熱と言うか放射熱を遮るために、石綿の大きな頭巾みたいなものをかぶったり、板ガラスの素板(もといた)を作るところで、石綿が多量に使われていたわけです。

私が働いていた川崎の工場でも、自動車の安全ガラスを作っていたのですが、ガラスを熱で柔らかくして、成形型で成形して、ガラスにひずみを出して強化ガラスを作るとか、2枚のガラスを合わせて合わせガラスを作るとか、そういけ事をしていました。その加熱炉でもいろいろなところに石綿が使われていました。

今 (2001)年の夏に、私と一緒に仕事をしていた先輩から組合の支部長に手紙がきました。実は中皮腫と診断され、これは助からないと言われたと。いろいろ考えると、昔のことをいろいろ話したいなという、非常に悟りきったような手紙だったのですが。これは大変だということで、病院に行って話を聞きました。本人も、川崎工場にいた頃から組合の副支部長をされていた方で、アスベストの危険性ということは、知識としてはもっていましたけれど、自分が被曝の犠牲者になるとはゆめゆめ思っていなかったと思います。

これは大変だということで、労災認定の取り組みを進めようということになりました。組合として、本人、家族の了解を得るなかで、一生懸命取り組んできたんですけれども、残念ながら、この11月に亡くなりました。 先ほどから言われているように、中皮腫という病気は、病気がわかってから本当に何か月ももたない。 私たちも、そのように聞いてはいましたが、せめて労災認定がおりるまでは元気でいてもらいたい、あるいは、生きているうちに労災認定を実現したいと思っていたわけですが、大変残念なことになりました。

実は、彼が中皮腫になる以前に、千葉にも工場がありますが、この工場で2年ほど前に、石綿肺から肺がんになって亡くなったという方がいます。この方は、市原労基署で、4か月くらい 半年もかからないうちに労災認定を受けて、その後すぐに亡くなっています。労働組合として、その時点でその問題を十分把握できなくて、また会社も、そのことを意図的に隠していたとは思わないのですが、石綿の被曝による労災だということで言わなかったものですから、われわれも一般的な肺がんと言うか、もしかしたらじん肺と関係があるのかなあと思っていました。今回、あらためて調べてみて、アスベストによる肺がんだと認識したわけです。

日本板硝子のいろいろな職場で、とくに加熱炉あるいは素板の窯を中心とした職場では、アスベストが大量に使われていて、それが一度ひとつところに巻きつけておけばそれで半永久的に大丈夫だということではありませんから、アスベストも劣化しますから。 劣化すると 交換しなければいけない。 交換するに

は、その中に入る。加熱炉をいくら令やしても、中に入って仕事をするのは大変ですから、工業用扇風機をがんがんまわすわけです。そうすると、煉瓦のほこりを含めて、もうもうと立ち込める中で、ガスバーナーがバックファイヤしないように新しいアスベスト・テープを巻くとか、いろいろな作業をしなければいけないので、非常に大変な環境だったわけです。

われわれも、アスベストが本当に危険だと知ったのは、実は1988年、川崎工場が閉鎖になるというときに、閉鎖反対の闘いの手段が何かないかということで頭をひねったときに、あれっ、アスベストを使っているけど、会社が勝手にこんなものを壊して産廃にするというようなことで、これで本当にいいのかということをきっかけにして、神奈川労災職業病センターに相談したら、これは大変危険な物質なんだぞと、立ち入り調査もしてもらい、マスコミにも工場ではこんなにアスベストが使われているという事実を知らせるなかで、会社に撤去をめぐるいろいろな対策をとらせました。このことを契機にして、アスベストの危険性を知ったわけです。

そのときに、どの程度工場のなかでアスベストが使われていたのか、実態がどうなのかということを。被害が10年後、20年後、30年後に起こってくると聞きましたから、その証拠をきちっととっておかないと、川崎工場そのものがなくなってしまったら、何も証拠がなくなってしまう。ということで、会社に、その証拠を全部組合の方に提出させ、それが結局組合としてきちっと保管できていました。これが今回の中皮腫による死亡の問題でも、組合として会社に取り組みを要請し、会社もそういう事実を否定できなくて、会社としても労災認定に向けて一緒に取り組もうということなる経過になっています。

中皮腫の患者がひと2出れば、肺がんで死ぬ人はその倍はいるということですから、これからも石綿の被害は出てくると思うので、今回この集まりに誘われて出てきたこともそうですが、ぜひ皆さんと一緒に石綿の被害をなくす、あるいは被災、被曝された人たちの被害を少しでも食い止めるために、私たちもがんばりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

業務外認定の取り消し求め提訴裁判所に現場検証を要求

旭硝子船橋工場 ·石綿肺がん労災行政訴訟 弁護団 ·有坂修一さん

こちらに寄らしていただくのは初めてです。私が担当しているのは、旭硝子船橋工場の労働者のケース 肺がんで亡くなられ方です。死亡された当時、アスベストに起因するかどうかということは 家族の方も、 医師の方もまった くわかりませんでした。なぜ労災申請をしたかと言うと 奥さんがたまたまテレビを見ていて、何かアメリカのガラス工場でアスベストに起因する肺がんないしはそういった疾患が多いというニュースを見たという。それをきっかけに、 (財)労働科学研究所の海老原先生を探り当てられて、CT 写真だけ残っていたのですが、それを見ていただいて、胸膜肥厚斑という石綿曝露に特徴的な所見がみられるという診断を得られました。そこで、 職場の仲間等の力を借りて、 労災申請を行い、 再審査請求までやったの

ですが、結局、認められませんでした。これを受けて、却下の行政処分の取り消しを求めた裁判を起こした事件の担当をしております。

旭硝子船橋工場は、昭和30年代にできた工場で、テレビのブラウン管を専門生産しているところです。 ガラス工業ハンドブック」等で調べたのですが、その製造工程というのは、今のものはかなり自動化されているのですが、その前は、製造ライン自体が非常に古く熱いパネル成形したもの、まだ500度くらいあるものを、4人くらいで手でもって動かしていたというような時代からお勤めの方でした。この方は、成形ものをかたちを作る部分ではなく溶解職場にずっと、30数年勤められました。

生存中にきちんとアスベストの検査をしていたら、あるいは、亡くなられたときにすぐに解剖をなさるとか、生体の標本をとっておくどか、そういうものが残っていれば、おそらくそれをきちんと見ていただければ、労災認定も通っただろうし、裁判にはなっていないのではないかと思います。ただ、この場合は、そういうものが残っておらず、レントゲン写真 主にCT写真ですが しか、客観的なものは残っていない。これが、本件の特徴です。

裁判の現状ですが、ようやく双方の主張が出そろったところで、裁判所としても、非常に争点を絞りにくいと言いますか。私どもとしては、ひとつは曝露の実態。建設の現場などではこれまでの努力もあって、裁判所の方にも理解できるかたちで資料を提供できるのですが、ガラス工場にアスベストが使用されていたということ自体が、裁判所にご理解いただけない。この部分を、まず私どもの主張の眼目にする。ふたつ目は、残っている客観的証拠がCTしかないので、医学的な分野でどのような判断がなされるか。私どもも関係の先生方にお願いもしているところです。

ようやく主張がかみ合ってきたというか、どこをこれから立証しなければいけないかみえてきたというところでしょうか。私どもは、裁判所にまず現在の職場でもいいから職場を見てくれと主張しています。これには現場の皆さんから、ある意味で反対がありました。なぜかというと、30年前、40年前の職場とまったく違うんだと。今の職場を見られたら、裁判所に、こんなきれいなところでやっているじゃないかと言われるのがこわいと。それは違うということをかなり説得しました。もしそういうことがあるのであれば、現場を見るなかで、ここはどう違ったのか、どういうものを使っていたのか、これを立証しなければいけないということで、ずいぶん支援の方々と議論し、裁判所にも強く要望して、ようやく来年には、事実上の検証と言って、記録上にきちんと残すかたちではなくても、裁判官が 合議体ですから3人行かれて、こちらからも、会社側からも説明員を出して、現場を見てみようじゃないかという段階に来ています。

このように裁判の段階になると手続的制約というのが大きくないます。労災認定の段階で裁判を構えるくらいのつもいで、実態調査もし、主張もしていくということが必要ではないかと思います。なぜ、このようなことを言うかというと、船橋の労働基準監督署は支援する会が要請に行くとこれは大丈夫だよというようなことを言ったらしいのですね。結論が出るまでは、十中八九認められるだろうと、ある意味では安心してしまった部分が、支援の会の皆さんにもいま反省としてあります。皆さん、これから申請される段階でも、裁判にいっても勝てるんだと確信をもてるようにそろえたかたちで、主張をされていく必要があるだろうと思います。

今日の話やいただいた資料のなかでも、いろいろ興味をひかれたり、お教えいただきたいことがたくさんありました。勉強しなければいけないと思っています。特に同じガラス工場で取り組みがなされていることに力づけられています。今後ともよろしくお願いします。

日本で初めて家庭内曝露被害を問う元労働者の被害は37名に

家庭内石綿曝露損害賠償裁判エタニットパイプ分会分会長 村上博子さん

全国一般日本エタニットパイプ分会の分会長をしています村上と申します。

エタニットパイプというのは、広辞苑で引いてもありますが、アスベスト・セメント管です。ですから、職業との因果性というのは、特化則健診も義務づけられていますし、そこの立証は難しいということはないのですが、組合の掲示板に張り出してある犠牲者の数は、37名です。ぽろぽろぽろぽろと被害者を出し続けながら、全員解雇、選定採用方式、別会社化で、ガラスファイバーと有機溶剤でフォーバスパイプを作る企業になり変わっています。

アスベストの被害というのは、働くご本人だけでなく、その家族に中皮腫という独特のがんを発生させる ということで、そこに関わりをもった人には常識なのですが、まだこのことは一般的には知らない方が多い のではないかと思います。公害物質であって、一番身近な家族に被害を出す。

小菅さんは、42歳で、子供さん4人を残して亡くなりまして、母親は信じられないんですね、とても。しかしやっと、やはい同じ立場にある方で、胸膜肥厚斑を有するという診断を受けた家族の方がいること。あるいは、亡くなられたご本人が、お父さんが家に持ち帰った防じんマスクで、自分は子供の頃遊んだ、そのために肺がんになったと訴えて亡くなったんですね。非常に幸いにも、この道の権威であるマウントサイナイの鈴木康之亮医師から鑑定をいただき、自信をもって裁判をやっております。

やはり示談解決を続けに続けてきたけれども、本意ではなかった。ここで全面解決をしたい、アスベス Hこついては時効なき全面補償と使用禁止、あと組合的には全員解雇、選定採用方式、別会社化 国 労の場合には主に活動家が首切られたりしましたが、うちの場合はストレートにアスベスト被爆者の解雇でした。労基法違反の職業病療養中解雇もやってのけたんですね。そんなところまではいった全面解決を、なるかならないかということは別として、組合としては要求しています。